

旭川市マッチング型企業誘致業務について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり参加希望者を募集する。

令和4年7月22日

旭川市長職務代理者  
旭川市副市長 中 村 寧

## 1 契約担当部局

〒070-8525 旭川市6条通10丁目 旭川市役所第三庁舎3階  
旭川市経済部企業立地課  
電話 0166-25-9172（直通） FAX 0166-26-7093  
電子メールアドレス kigyoritchi@city.asahikawa.hokkaido.jp  
ホームページURL <https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/501/503/index.html>

## 2 業務の概要

### (1) 業務名

旭川市マッチング型企業誘致業務

### (2) 業務内容

ビジネスマッチングによる企業誘致を推進するため、首都圏等企業と連携して課題を解決したい旭川地域の事業者を発掘し、課題の整理・見える化し、首都圏でのプロモーションを行う。

### (3) 履行期間 契約締結日から令和5年2月28日まで

## 3 参加資格要件

公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、市内に本社または事業所を有する法人とし、次のすべての要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。
- (2) 公募の日から参加表明書提出日までのいずれの日においても、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (4) 市税に滞納がないこと。

## 4 実施要領等の交付期間及び方法

旭川市マッチング型企業誘致業務公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）の交付は次のとおりとする。

### (1) 交付期間

令和4年7月22日（金）から令和4年8月12日（金）まで

### (2) 交付方法

旭川市のホームページからダウンロードにより交付する。

URL <https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/501/503/601/d075750.html>

## 5 参加表明手続

### (1) 参加表明書の提出

参加希望者は、実施要領等で示す書類を次のとおり提出しなければならない。

ア 提出期限 令和4年8月12日（金） 午後5時（期限厳守）

イ 提出場所 1に同じ。

ウ 提出方法 持参又は書留による郵送（郵送による場合は、事前に連絡すること。）。

(2) 参加資格の確認等

3に定める参加資格要件の確認を行い、確認結果を通知する。併せて参加資格を有する者に、企画提案書の提出を要請する。

(3) 企画提案書の提出

(2)で企画提案書の提出を依頼された者は、次のとおり企画提案書を提出しなければならない。

ア 提出期限 令和4年8月29日（月） 午後5時（期限厳守）

イ 提出場所 1に同じ。

ウ 提出方法 持参又は書留による郵送（郵送による場合は、事前に連絡すること。）。

エ 提出部数 9部

## 6 失格事項

次のいずれかに該当した者は、失格とする。

(1) 参加資格要件を満たしていない場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類等の提出があった場合

(4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合

## 7 受託候補者の選定

旭川市マッチング型企業誘致業務公募型プロポーザル審査会設置要綱に基づき設置する審査会において、実施要領等で定めた評価基準及び審査方法により、提出された企画提案書等の審査及び評価を行い、その結果に基づいて本事業の受託候補者として選定する。

## 8 契約に関する基本事項

(1) 契約の締結

7において選定された者と協議を行い、内容について合意の上、当該業務仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴収し随意契約の方法により契約を締結する。ただし、受託候補者が6のいずれかに該当したことが判明した場合は、契約しないことがあるほか、契約締結後においても、本市は催告を要せず契約を解除できるものとする。なお、これらにより受託候補者又は契約の相手方に損害が生じた場合であっても、本市は一切の損害を負担しない。業務の仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴収し、随意契約の方法により契約を締結する。

(2) 契約保証金

要する。ただし、旭川市契約事務取扱規則第24条に該当する場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否 要する。

(4) 支払条件 後払いとする。

## 9 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 企画提案書に関するプレゼンテーション及びヒアリングを行う。

(3) 参加表明及び企画提案に関する書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(4) 提出された書類は返還しない。

(5) 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。

(6) 詳細は実施要領等による。